

筑紫野市商工会 建設一人親方団体保険加入のご案内

個人、または法人で従業員を雇用していない事業所の社長さま！
『一人親方団体保険』へ加入されていますか？

**建設一人親方団体保険は
商工会でご加入出来ます！！**



○対象者

- ・国が定める「一人親方」の定義に該当する方。
- ・商工会会員の方。またはご加入頂ける方。
(商工会費は別途基準による。)

※一人親方とは、労働者を雇用せず、自分自身と家族等だけで事業を行う個人事業主のことです。その事業に従事する家族も該当します。

(労働者がいても、年間100日未満の使用であれば該当。)

法人も、外部の従業員を使用せず、役員や家族のみで事業を営む場合は、その役員や家族が該当します。

○対象業種 建設・建設業関連

○労働保険料率 18/1000

○事務手数料 年間5,000円

○保険料計算例 (日額5,000円の場合)

5,000円×365日×18/1000=32,850円・・・保険料
5,000円・・・事務手数料
年間合計 37,850円



詳しくは、筑紫野市商工会 建設一人親方団体保険担当へご連絡下さい。
TEL 092(922)2361